

ケアハウス高浜安立 重要事項説明書

指定「特定施設入居者生活介護」

指定「介護予防特定施設入居者生活介護」

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス高浜安立 重要事項説明書

当施設は入居者に対して各種サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、本契約上、注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 昭徳会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県名古屋市昭和区駒方町4-10 |
| (3) 電話番号 | 052-831-5171 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 鈴木 正修 |
| (5) 設立年月日 | 昭和27年5月17日 |

2. 施設の概要

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 施設の種類 | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 |
| (2) 事業所番号 | 愛知県第 2374600241 |
| (3) 施設の名称 | ケアハウス高浜安立 |
| (4) 施設の所在地 | 愛知県高浜市芳川町一丁目2番地48 |
| (5) 電話番号 | (0566) 52-7311 |
| (6) FAX番号 | (0566) 52-8680 |
| (7) 施設長(管理者) | 氏名 鷗芦 由未子 |
| (8) 開設年月日 | 平成22年4月1日 |
| (9) 入所定員 | 50名 |

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人昭徳会が開設するケアハウス高浜安立（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「特定施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- 1 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画書に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上お世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 建物及び居室等の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
- (2) 建物の延べ床面積 3, 180. 43 m²
- (3) 居室等の概要

	居室・設備の種類	室数	備考
①	居室(個室)	50	
②	一時介護室	1	
③	食堂	1	
④	機能訓練室	1	
⑤	浴室	3	男性浴室：1 女性浴室：1 個浴：1
⑥	喫茶室	1	
⑦	ゲストルーム	1	
⑧	談話室	6	
⑨	相談室	1	
⑩	共用トイレ	2	1階、2階に設置
⑪	シャワー室	5	1階～5階に1室
⑫	洗濯室	5	1階～5階に1室 各階 洗濯機2機・乾燥機1機
⑬	トランクルーム	1	

*①～⑤は、厚生労働省が定める基準により、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護指定介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

*居室の変更：入居者又は身元引受人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当施設にて、その可否を決定します。また、入居者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

5. 職員の体制

(1) 職員配置の状況

(令和6年4月1日現在)

職種	指定基準	人数	備考
1. 施設長(管理者)	1名	1名	
2. 生活相談員	1名	1名以上	
3. 介護職員	8名	常勤換算方法で8名以上	
4. 看護職員	1名	1名以上	
5. 事務員	1名	1名以上	
6. 機能訓練指導員	1名	1名以上	看護職員が兼務
7. 計画作成担当者	1名	1名以上	生活相談員が兼務

*看護職員及び介護職員の合計数は、下記の基準に基づき算出されています。

『要介護者の認定を受けている利用者数に、要支援の認定を受けている利用者 1 人を要介護者 0.3 人と換算して合計した利用者数をもとに、3 又はその端数を増すごとに 1 以上と算出する。』

(2) 職種の勤務体制

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種名	勤務体制	休 暇
①管理者（施設長）	日 勤 9：00～18：00 遅 出 11：00～20：00	4週8休
②生活相談員	日 勤 9：00～18：00 遅 出 11：00～20：00	4週8休
③介護職員	下記は、標準的な時間帯における最低配置人員です 特定早出 6：00～15：00 特定日勤 10：30～19：30 特定遅出 13：30～22：30 夜 勤 22：30～翌日9：00 *業務都合により勤務時間に変動が生じる場合があります	4週8休
④看護職員	日 勤：8：45～17：45 *業務の都合により勤務時間に変動が生じる場合があります	4週8休
⑤事務員	日 勤 9：00～18：00 遅 出 11：00～20：00	4週8休
⑥計画作成担当者	9：00～18：00（生活相談員が兼務）	
⑦機能訓練指導員	8：45～16：45（看護職員が兼務）	

※看介護職員の勤務体制は、利用者状況により、適宜、変更になる場合があります。

6. 介護保険給付サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<p>○食事（副食）は委託業者によるクックチルを導入し、調理された食材を厨房職員が湯煎し提供します。</p> <p>○主食はケアハウスにて準備提供します。</p> <p>○食事は原則、食堂にて食べていただきます。</p> <p>○入居者の身体状況に応じて介助を行います。</p> <p>（用意する食事形態）</p> <p>（1）主食：普通食・軟飯食・全粥食</p> <p>（2）副食：普通食・ソフト食</p> <p>（食事時間）</p> <p>朝 食： 7時10分～ 8時30分迄</p> <p>昼 食： 11時40分～13時00分迄</p> <p>夕 食： 17時40分～19時00分迄</p>
入 浴	<p>・入居者のプライバシーに配慮して、年間を通じ週 2 回の入浴又は清拭を行います。</p> <p>・入浴の際は、入居者の身体状況に合わせて、着脱衣、洗髪、洗身の介助及び見守りを行います。</p>

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、プライバシーに配慮して、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、適正な交換介助を行います。 ・感染症予防及び衛生面に配慮し、使い捨てビニール手袋を使用し介助を行います。また、必要に応じて、予防衣を着用して介助を行います。 ・紙オムツ、リハビリパンツ、尿取りパット、おしり拭き、使い捨て手袋等は、入居者に購入していただきます。
着替え・整容等の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを考え、毎朝、就寝前に着替えを行うように配慮します。但し、入居者より強い拒否がある場合や身体的・精神的に負担を与える場合はこの限りではありません。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、整容を行なうよう配慮します。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員が健康管理を行います。 ・定期的に健康面での相談、助言を行います。 ・主治医又は協力医療機関に定期的に健康面に関する情報提供を行います。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、速やかに対応します。また、必要な場合には、救急車を要請します。 ・救急車を要請した場合には、身元引受人に連絡をします。この場合、身元引受人またはご家族に病院に来ていただきます。 ・入居者が入院する場合の入院申込書の記入及び提出は、身元保証人またはご家族に行っていただきます。また、入院時の洗濯並びに入院時の日常生活用品の購入についても、身元引受人またはご家族に行っていただきます。 ・医師から病状説明等をされる場合には、ご家族の同席をお願いします。
協力医療機関への通院援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が、協力医療機関へ通院する場合は、その援助を行います。 ・入居者または身元引受人の希望により、協力医療機関以外の病院及び診療所へ通院される場合は、原則、通院援助は行いません。
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身体状況に配慮して、洗濯の援助を行います。洗濯機及び乾燥機の使用に係る費用は、入居者にお支払いいただきます。 ・入居者の身体状況に配慮し、居室清掃の援助を行います。掃除道具等については、入居者に用意して頂きます。 ・入居者の身体状況に配慮し、必要な場合に、買い物の援助を行います。
相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者およびその家族からの相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

7. 介護保険給付対象外のサービスの概要

入居者又は身元引受人の選択により、下記のサービスをご利用いただけます。なおサービスの内容によっては、それに係る費用をお支払いいただきます。

種 類	内 容
協力医療機関以外への通院援助	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関（中沢内科のみ）以外の通院援助は、基本的に行いません。しかし、急な身体状況の悪化、怪我等により、ご家族による通院援助が困難な場合には、必要に応じて援助します。 ・協力医療機関（中沢内科のみ）以外の通院援助範囲は、高浜市内の病院及び診療所のみとなります。

入退院の際の介助等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の体調が急変し救急車を要請する場合、身元引受人に連絡をします。円滑に緊急時の対応及び入院手続き等を行うため、身元引受人またはご家族は、当施設が連絡をした時間から90分以内に病院に来ていただきますようお願いいたします。 ・90分以内に病院に来ることが出来ない場合は、職員が付き添いを行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が退院する際、退院の援助は基本的に身元引受人または、ご家族にお願いをします。やむを得ない事情により、退院援助が行えない場合、ケアハウス職員が対応します。
理 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理美容サービスをご利用いただけます。
学習療法	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の選択により、認知症予防の取り組みとして「学習療法」に参加いただけます。 ・学習者の様子や認知機能の状況について、毎月「くもん学習療法センター」に状況報告し、適切な対応をします。
オムツ等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツやリハビリパンツ、尿取りパッドは、基本的に入居者により購入していただきますが、本人のオムツ等が無い場合には、当施設より提供します。別途、個別の料金が必要となります。
クラブ活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウスでの生活を実りあるものとするため、適宜クラブ活動や行事を企画します。内容によっては、別途、実費徴収することがあります。

8. 利用料金

特定施設を利用した場合には、「ケアハウス」のサービス提供に要する費用、生活費、管理費と、特定施設利用料（介護保険給付サービス利用料金・介護保険給付対象外サービス利用料金）をお支払いいただきます。また、入居者が居室で使用した電気、水道等の使用料についても、お支払いいただきます。

（1）ケアハウスの利用料について（別表1参照）

- ・ケアハウスのサービス提供に要する費用、生活費、管理費は、「軽費老人ホーム ケアハウス」の国の基準に基づき、金額が定められます。
- ・入居者は、管理費の納入方法は月払いとし、毎月11,497円ずつ納入する。

（2）特定施設利用料金（介護保険給付サービス）について（別表2参照）

- ・特定施設を利用した場合の利用料の額は、別表2の利用料金表によって、自己負担分（負担割合に応じて異なる）をお支払いいただきます。
- ・特定施設利用料金は、入居者の要介護度、利用日数によって異なります。
- ・現在取得している加算については、別表2の取得加算一覧でご確認いただけます。

（3）特定施設利用料金（介護保険給付対象外サービス）について（別表2参照）

- ・別表2に記載されている介護保険給付対象外サービスを利用した場合、その利用料をお支払いいただきます。

9. 利用料金の支払い方法

- ・前記「8. 利用料金」の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月20日までに各入居者の銀行口座より自動引落させていただきます。
- （1か月に満たない期間の特定施設利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）
- ・当施設に入居していただく際、利用料の自動引落手続きを円滑に行うため、『岡崎信用金庫 高浜支

店』にて口座開設及び利用料の引落手続きを行っていただきます。

10. 居室の原状回復

- ・入居者は、居室の様様替えを行った場合、退居の際、入居者の費用負担により原状回復をしていただきます。
- ・入居時、出来る限り同じ状況で居室を提供させていただくため、退居する際には、使用期間及び汚れの程度に関係なく、入居者の費用負担により、下記の項目を実施していただきます。
 - ①畳の表替え。(和室居室のみ)
 - ②壁・天井クロスの貼り替え。
 - ③居室内のクリーニング。
 - ④カーテンのクリーニング。
(カーテンが破損している場合、クリーニングにて汚れが取れない場合は、新しい物に交換していただきます。)
 - ⑤電球の取り換え。
- ・上記の項目以外にも、居室内及び当施設の設備、備品に関して、あきらかに入居者の起因により破損、汚れ等が見られる場合には、その修理等に係る費用を入居者または身元引受人に請求させていただきます。

11. 契約終了後も居室が明け渡されない場合の費用徴収

やむを得ない場合を除き、契約終了後も居室を明け渡されない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日の属する月までのケアハウス管理費相当額を入居者又は身元引受人より徴収させていただきます。

12. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①

医療機関の名称	中沢内科クリニック
所在地	高浜市沢渡町3-6-19
診療科	内科・循環器科

②

医療機関の名称	医療法人 愛生館 小林記念病院
所在地	碧南市新川町3丁目88番地

13. 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について(2)に規定する報告等の方法を定めた事故防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を職員に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者

の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

(7) 事業所は、入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	生活相談員 伊藤 あずさ
受付時間	9：00～18：00

※また、苦情受付ボックスを1階エレベーター前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高浜市いきいき広場内 福祉総合相談窓口	所在地 高浜市春日町五丁目165 電話番号 0566-52-9610 受付時間 8：30～17：15（平日） 但し、土日・年末年始は受付していません。
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番地5号 電話番号 052-971-4165 受付時間 9：00～17：00（平日のみ）
愛知県社会福祉協議会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話番号 052-212-5515 受付時間 9：00～17：00（平日のみ）
介護保険証 保険者 ()	所在地 _____ 電話番号 _____ 受付時間 _____

(3) 苦情解決第三者委員

氏名	役職	連絡先
毛受 保紀	高浜市民生・児童委員協議会会長	0566-53-2050
弓削 健二	高浜市社会福祉協議会事務局長	0566-52-2002
神谷 章一	人権擁護委員	0566-53-0745
太田 美鈴	学識経験者・元園長	0566-98-2348

15. 虐待の防止について

事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 伊藤 あずさ
-------------	--------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

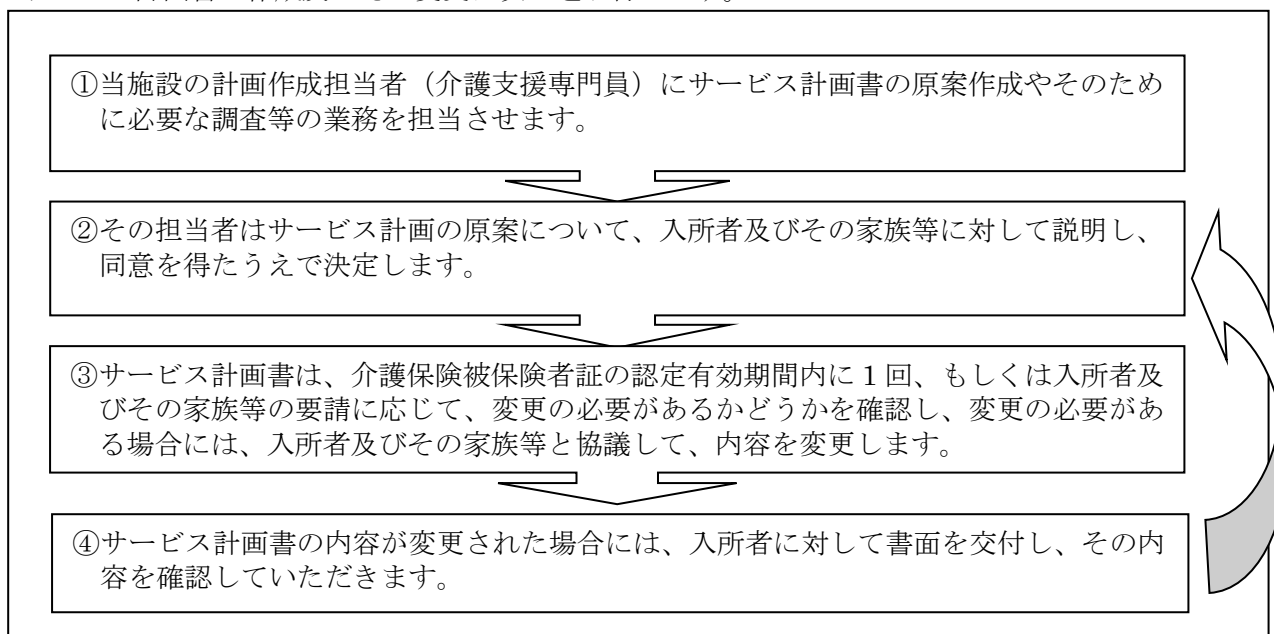
事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 本契約締結時からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、別に定める「特定施設サービス計画書（以下「サービス計画書」という）」に定めます。

サービス計画書の作成及びその変更は次の通り行います。



18. サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和5年2月22日
【第三者評価機関名】	(株)経営支援
【評価結果の開示状況】	令和5年5月26日

19. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成します。また、防災計画に基づき年2回以上、入居者及び従業員等の訓練を行います。

20. 留意事項

当施設の利用にあたって、当施設に入所されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を遵守してください。

① 面 会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間は、午前8時30分から午後8時迄の間をお願いします。 ・来訪者は、必ずその都度、事務所前に設置してあります面会簿に記入をお願いします。 ・玄関が施錠されている場合（防犯上、午後8時から翌朝4時まで1階玄関を施錠しています）は、脇にあるインターホンで呼び出してください。 ・当施設並びに、サービス従事者に対する心付等は、固く辞退します。
②外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出は自由ですが、食事をされない場合は予め「欠食届」を提出してください。 ・入居者が外泊される時は、事務所に「外泊届」を提出して下さい。予定を変更する場合は、事務所にその都度連絡ください。
③食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を欠食する場合は、事務所に「欠食届」を提出してください。 ・連続して7日以上欠食する場合にあって、欠食する日の7日前までに届出があった場合には、食材相当額を返還します。
④居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備及び器具は、本来の用途に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
⑤喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙は、施設が指定する場所以外は禁止します。 ・ライター及びマッチ等の火器類の管理を確実に行ってください。 ・喫煙時には灰皿を使用し、吸殻を所定の場所に捨ててください。 ・ライター及びマッチの火器類及び吸殻の処理が適切に実施されない場合は、喫煙を禁止します。
⑥居室への立入り	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対する特定施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、入所者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

21. 損害賠償について

(1) 当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその

損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

- (2) ただし、その損害の発生について入居者に故意又は過失が認められ、入居者の置かれた心身の状況を斟酌しても、なお相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス高浜安立

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

入居者氏名 _____ 印

後見 保佐 補助 ※1

氏 名 _____ 印

身元引受人名 _____ 印

※1 該当する箇所にレ点を付け、該当しない箇所は二重線で抹消線を引く。